

1 基本方針

- (1) 運動系の活動を通して健康の保持・増進、体力の向上を図る。
- (2) 自分で決めたことに責任をもち、主体的に活動する姿勢や態度を養うとともに、運動への興味関心を深め、将来の余暇活動につなげる。
- (3) 仲間と活動する体験を通して、協調性、連帯感、相互理解等の豊かな人間関係の形成につなげる。

2 本年度の部活動

(1) 設置部活動

- ・卓球部、陸上部

(2) 実施にあたって

①活動時間

- ・基本、火曜日・木曜日の放課後（15：40～17：00）実施する。
※実施日の決定については、各部活動顧問から子ども支援部長に実施日の希望を伝え、運営委員会で実施日を審議する。職員会議で実施日の確定となる。それ以降の変更はしない。
- ※部活動の実施は、全教職員に係る会議等（分学会、学部会、職員会議、各種研修会等）がある場合は、実施しない。
- ※各種大会前には、火曜、木曜以外の練習を実施する場合もある。
- ※夏季休業中は、1週間程度の部活動を実施する。

②大会参加について

部活動名	大会名等
卓球部	5月31日 島根県障がい者スポーツ大会 9月11日 島根県特別支援学校スポーツ大会（高等部） *年数回 他校との交流試合
陸上部	5月18日 島根県障がい者スポーツ大会 9月 邑智郡地域対抗陸上競技会 *年数回 自校での記録会開催

- ・その他 10月全国障害者スポーツ大会（卓球、陸上競技） *選考された場合

3 部活動運営について

(1) 指導体制

- ・部活動顧問を中心にして、小中学部、高等部、寄宿舍指導員の教職員で指導体制を組み、安全面等に配慮する。

(2) 適切な指導

- ・生徒の実態を十分に把握して、個々の生徒の能力や体力に考慮する。
- ・日頃の練習の成果が発揮できるよう大会参加等の機会を積極的に設け、生徒たちが連帯感や達成感を味わえるようにする。
- ・部活動指導者は、いかなる理由があっても部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(3) 安全管理と事故防止

- ・生徒の健康管理の把握を行う。

- 事故の未然防止のため、施設や設備の点検を行う。
 - 十分な水分補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。
 - 危機管理体制の徹底を行う。事故やケガ、急病人発生の場合は「石見養護学校緊急連絡体制」に準じた対応をとる。
- (4) 保護者の理解と協力
- 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。

4 留意事項

- (1) 全国障害者スポーツ大会に繋がる県大会の参加は全員対象で考える。
- ※新年度すぐに申請する必要があるため、年度末に生徒及び保護者に周知し、希望をとる。新入生に関しては、入学後に行う。
 - ※本校の部活動（陸上、卓球）にない競技の参加については、保護者の責任のもと参加する。（例：ボウリング、水泳等）
- (2) バス通学生への配慮（帰宅時間など）や集団での活動が難しい生徒への対応を必要に応じて各担任等と相談する。

5 その他

- (1) 部活の予定は職員室前のホワイトボードにて示し、各部の顧問が記入する。保護者へのお知らせは、各学年、学級ごとに部活動の月予定等を学習予定に入れてお知らせする。
- (2) 高等部3年生は、9月の各大会の実施後9月末で引退とし、進路へ向けての取組（受験、臨時実習、運転免許取得等）に専念する。10月以降は新体制で部活動を行うが、高等部3年生の参加については学部で検討し、部活動に参加する場合は、担任や顧問にその旨を伝える。